

【至急・重要】

5福葉業発第171号

令和5年7月12日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 永嶋 友洋

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の
範囲・期間について（その2、3）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の被災により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）等申し立てることで受診できます。また、公費負担医療の請求の取り扱いについても示されていますので、適切に患者へ対応していただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

◆【別添】日葉業発第129号_令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2、3）

◆<参考>日葉業発第124号_令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等、公費負担医療の取扱い及びオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

日 薬 業 発 第 129 号
令 和 5 年 7 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の
範囲・期間について（その2、3）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり連絡が
ありましたのでお知らせいたします。

令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急
時医療情報・資格確認機能」をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間につい
ては、令和5年7月10日付け日薬業発第124号にてお知らせしたところですが、ア
クティビ化対象範囲に下記の県が追加されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申
し上げます。

記

- ・ 佐賀県佐賀市、唐津市、伊万里市
- ・ 大分県中津市、日田市
- ・ 福岡県久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、
朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町

以上

<抄>

事務連絡
令和5年7月10日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 5 年 7 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

] 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 5 年 7 月 7 日からの大暴雨に伴う
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における
「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管
理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機
能のアクティビ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける
『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・
期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具
体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は
別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等い
ただきますようお願いいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化対象範囲・期間

範囲	島根県出雲市 佐賀県佐賀市 唐津市 伊万里市 大分県中津市 日田市
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和 5 年 7 月 14 日まで

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。
なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。
- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第21条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第21条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」（https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf）をご参照ください。
 1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。
 2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合
 - (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
 - (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

事務連絡
令和5年7月10日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別紙 1

事務連絡
令和 5 年 7 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

] 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和 5 年 7 月 7 日からの大雨に伴う
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 3）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティビ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティビ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○ 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化対象範囲・期間

範囲	島根県出雲市 佐賀県佐賀市 唐津市 伊万里市 大分県中津市 日田市 <u>福岡県久留米市 八女市 筑後市 うきは市 朝倉市 那珂川市</u> <u>朝倉郡筑前町 朝倉郡東峰村 八女郡広川町 田川郡添田町</u>
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和5年7月14日まで

以上

<参考>

日 葉 業 発 第 124 号
令 和 5 年 7 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和5年7月7日からの大雨による災害の
被災者に係る被保険者証等の提示等、公費負担医療の取扱い及び
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化
する医療機関・薬局の範囲・期間について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課、同局医療介護連携政策課および同健康局総務課ほかより下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、令和5年7月7日からの大雨による災害の被災に伴い、受診時の被保険者証等の取扱い、公費負担医療の取扱い及びオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間が示されたことに関するものです。

今回の被災により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）のほか、被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は住所（国保組合の場合には、これに加えて組合名）を申し立てることで受診できます。また、公費負担医療の請求の取り扱いについても示されています。

なお、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間についても示され、アクティブ化の期間につきましては、令和5年7月14日までの一週間とするとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（令和5年7月8日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課）
2. 令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（令和5年7月8日付け事務連絡、厚生労働省健康局総務課ほか）
3. 令和5年7月7日からの大雨に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（令和5年7月8日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか）
4. 令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について（令和5年7月8日、内閣府）

以上

事務連絡
令和5年7月8日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る
被保険者証等の提示等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年7月8日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る
被保険者証等の提示等について

令和5年7月7日からの大雨による災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

※別添省略

事務連絡
令和5年7月9日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

こども家庭庁成育局

母子保健課

令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて、別添のとおり都道府県民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知をお図りいただき、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
令和5年7月9日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

こども家庭庁成育局

母子保健課

令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて

健康行政、社会福祉行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

標記災害による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない方がいらっしゃる場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、当面別紙1のとおり、被爆者健康手帳や患者票等がなくとも、①別紙の各制度の対象者であることを申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとし、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該被災者に係る公費負担医療の請求等の取扱いについては、別紙2のとおり取り扱われるようお願いします。

なお、（公社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

また、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合の取扱いについては、当省保険医療担当部局から、別添のとおり事務連絡「令和5年7月7日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」が発出されていることを併せて申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と当該医療受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても受診できるものとし、さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(4) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

② 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた医療費支給認定保護者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を

確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第10条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第18条関係）であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。
なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。
- ③ 特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて関係県に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「5

4」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(5) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(6) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給「38」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(7) 児童福祉法

① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(児童福祉法による療育の給付「17」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療

支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（8）母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（9）生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（10）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（11）戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の

当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（12）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

※1 なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にすること。

- ①公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。
また、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録すること。
- ②公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録すること。

※3 「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成25年1月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録すること。